

# 令和7年度（2025年度）第4回政策会議

日時：令和8年（2026年）2月5日（木）15:10～15:20

会場：市長会議室

参集者：大泉市長，佐藤副市長，田畑副市長，手塚企業局長，藤井教育長，  
阿部企画部長，池田総務部長，島田財務部長，柏市民部長

## 付議事項

函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（素案）について

## 対応者

田中環境部長，井上環境部次長，高田新廃棄物処理システム担当課長，  
畠山環境推進課長，山下環境総務課長

### ◆議題の趣旨◆

函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（素案）について協議しました。

### ◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

### ◆主な発言◆

#### ■田中環境部長

「函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想（素案）」について協議をお願いします。内容については，新廃棄物処理システム担当課長からご説明する。

#### ■高田新廃棄物処理システム担当課長

第1章は「基本構想策定の目的」である。

本市の最終処分場である七五郎沢廃棄物最終処分場の使用年数が残り12年程度と見込んでいるほか，中間処理施設であるリサイクルセンターの機器設備の老朽化が進んでいる中，本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ，新たなごみ処理システムの方向性とその処理に必要な中間処理施設および最終処分場の整備の方向性や基本的な考え方を示すことを目的として策定するものである。

第2章は「基本構想の位置付け」である。

函館市総合計画や環境基本計画との整合を図りながら，第4次一般廃棄物処理

基本計画に定められた個別施策を踏まえたものと位置付けている。

第3章は「本市のごみ処理の現状」である。

「1 分別区分とごみ処理フロー」において、家庭系ごみの分別区分を燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装、乾電池の6区分とし、収集方法については、戸別収集を基本としている。

「2 ごみ処理の状況」では、ごみ排出量は人口減少を背景に減少傾向で推移し、リサイクル率は全国・全道と比べ低い水準となっている。燃やせないごみの組成分析調査の結果では、資源化が可能と見込まれるごみが、重量比で53%、容積比で66%含まれている。

「3 ごみ処理施設の現状」では、(1) 中間処理施設（焼却施設）である日乃出清掃工場は、整備中のため本構想の検討対象施設から除外することとしている。

(2) 中間処理施設（資源化施設）としては、リサイクルセンターおよび民間施設の函館プラスチック処理センターが挙げられる。(3) 最終処分場として、七五郎沢廃棄物最終処分場、恵山廃棄物最終処分場、南茅部廃棄物最終処分場が挙げられ、恵山と南茅部の最終処分場については施設規模が非常に小さいため、本構想の検討対象施設から除外することとしている。

第4章は「ごみ処理における課題」である。

「1 ごみ処理システムに関する課題」として

- (1) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化の取組
- (2) リチウム蓄電池のほか、スプレー缶などの専用の処理を要するごみへの対応
- (3) びんの再商品化を図る収集と処理
- (4) 古紙や繊維類のさらなる再資源化の取組
- (5) 使用済み小型家電や蛍光灯等のさらなる再資源化の取組
- (6) 燃やせないごみと粗大ごみの処理

を挙げている。特に燃やせないごみと粗大ごみの処理については、小型家電などの一部を除いて、そのほとんどをそのまま埋立処分しているため、最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を検討する必要がある。

「2 ごみ処理施設に関する課題」では、(1) 中間処理施設であるリサイクルセンターにおいて、主要設備の老朽化が進んでいること、また、多様化する処理対象物への対応が困難となっていること、また、(2) 七五郎沢廃棄物最終処分場については、使用年数が残り12年程度となっていることを、それぞれ課題として挙げている。

第5章は「広域化・集約化の検討」である。

北海道が令和4年に策定した「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」の中で、本市については旧4町村との合併に伴うごみ処理施設の統廃合により、「広域化・集約化が進んだブロック」とされていることから、本市単独での処理を継続することとし、検討を進めることとしている。

第6章は「新たなごみ処理システムの検討」である。

「1 新たなごみ処理システムの方向性」として、(1) 分別区分については、市民負担や収集・処理コストの増加が想定されるため、現行の区分を基本ととしている。また、さらなる再資源化を図るため、拠点回収や集団資源回収のほか、民間回収の活用の促進に努めていくこととしている。

なお、「個別の課題への対応」のうち、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化の取組」として、施設整備等の財源として活用を見込んでいる交付金の交付要件となっていることから、効果的で効率的な分別収集と再商品化の実施に向けた取組を進めることとしている。「リチウム蓄電池などの危険ごみへの対応」については、火災事故防止のための対策を早急に講じていくこととし、その他スプレー缶などのいわゆる「危険ごみ」についても、回収方法等の検討を進めていくこととしている。また、「びんの収集と処理」については、費用対効果も含め、収集体制の見直しの検討を進めていくこととしている。

(2) 収集方法については、市民の負担軽減や利便性の観点から現行の戸別収集を継続することとしている。

(3) 処理方法については、さらなる再資源化の促進と最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を図るために有効な、破碎・選別工程の導入を進めていくこととしている。

「2 ごみ処理システムのモデルケースの設定」として、新たなごみ処理システムの方向性を検討するにあたり、現行と同様の処理フローによりごみ処理を行う場合（ケース①）と破碎・選別処理を有する資源化施設を整備してごみ処理を行う場合（ケース②）を設定し比較した。

「3 ごみ処理システムの比較評価」では、ケース①とケース②を比較している。資源化施設の計画処理量についてはケース①が年当たり4,350トン、ケース②が14,769トンと約3.4倍になる一方、最終処分場の埋立容量はケース①が42万立方メートル、ケース②が23万立方メートルと55%程度まで減少する。資源化率については、ケース①が現状と同じ14.8%に対し、ケース②は18.6%と3.8ポイント増加する。また、整備事業費と管理運営費を合計した総事業費については、ケース①が約520億円、ケース②が約509億円と大きな違いはなかった。以上の結果から、資源循環が促進されるほか、最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減にもつながり、環境への負荷の低減が図られるケース②のごみ処理シ

システムの優位性が高いものと考えられることから、当該ケースにおけるごみ処理に必要となる施設を検討していくこととした。

なお、この整備事業費については、具体の整備内容等が未定の中で、類似施設等の整備実績等により試算した概算額となっている。また、建設地周辺の環境により、大きく変動する可能性があるほか、事前調査や用地買収、敷地外のインフラ整備等に関わる費用は含まれていないものとなっている。

第7章は「新たな廃棄物処理施設の整備の方向性」である。

「1 整備の基本方針」として、環境への負荷の低減に配慮した施設とすることとしている。資源化施設については「再資源化の促進と最終処分量の抑制を図る、効率的な施設の整備を検討する」こととしており、最終処分については「処理工程による最終処分量の減少を考慮した適正な規模や周辺環境に配慮した施設の整備を検討する」こととしている。

続いて「2 施設の整備の方向性」として、一つ目は「経済性・効率性に優れた施設」とし、ライフサイクルコストの低減を図ったコンパクトな施設を目指すこととしている。二つ目は「破碎・選別工程の導入」として、効率的な施設の整備を検討し、再資源化の促進と最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を目指すこととしている。三つ目は「周辺環境への配慮」として、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民からの理解が得られるよう、適切な処理方法や構造等を検討することとしている。四つ目は「市民に有益な跡地利用と環境学習機能の付加」として、市民に有益な跡地利用の方向性や、環境啓発・情報発信等の機能を備えた市民に親しまれる施設について検討することとしている。

「3 次期廃棄物処理施設の概要」として、(1)資源化施設については、①供用期間を35年程度とし、②処理対象物と計画処理量も設定している。(2)最終処分場については、①供用期間を15年とし、②構造形式については、屋根のない従来型のオープン型最終処分場と、埋立地に屋根をつけた被覆型最終処分場という形式があるが、それぞれの特徴に一長一短があり、建設地も含め総合的に勘案する必要があるため、建設候補地の選定にあわせて、その優位性を考慮しながら検討を進めることとしている。③施設規模については、オープン型・被覆型ともに、埋立容量が23万立方メートル、埋立面積は4万平方メートルと想定している。④浸出水処理施設については、浸出水の処理方式として、河川などの公共用水域もしくは下水道へ放流する放流式と、処理した水を散水用の水として循環利用する無放流式があるが、建設地周辺の環境や最終処分場の構造形式によるところが大きく、構造形式と同様に、建設地も含め勘案する必要があるため、建設候補地の選定とあわせて検討を進めることとしている。

続いて、「4 廃棄物処理施設に求められる新たな役割」として、埋立終了後の

最終処分場の跡地利用や環境学習の場としての機能については、今後、検討することとしている。

次に、「5 事業手法の検討」として、近年、廃棄物処理施設の設計から建設工事、管理運営において、その一部に民間ノウハウを活用し、コストの削減を図る事例が増えてきている。このため今後、国や市の指針等に基づき、本事業の特性を踏まえ、民間活力の導入の適否を評価したうえで、事業手法を決定することとしている。

第8章は「概算整備費と整備スケジュール」である。

「1 概算整備費」については、先ほどケース比較であったように、施設化施設が約111億円、最終処分場が約113億円の計約224億円としている。財政計画として、環境省の循環型社会形成推進交付金と一般廃棄物処理事業債の活用を見込んでいる。最後に、「2 整備スケジュール」について、令和17年度中の供用開始を目途とするスケジュールを基本に取組を進めることとしている。

最後に、今後の予定として、今月中旬よりパブリックコメントを実施し、今年度内の成案化を目指し進めてまいりたいと考えている。

説明は以上である。

■大泉市長

本件については了承する。

■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただきます。